

浜松市火災予防条例の一部改正(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和8年1月から2月にかけて実施しました浜松市火災予防条例の一部改正(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等4人から6件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「浜松市火災予防条例の一部改正する条例」を策定し、令和8年10月からの実施を予定しています。今後とも、消防行政に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

令和8年6月

浜松市消防局予防課

〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1

TEL 053-475-7542

FAX 050-3537-8956

Eメールアドレス

hfdyobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和8年1月27日から令和8年2月27日			
【意見提出者数】	4人			
【意見数内訳】	6件 (提案0件、要望2件、質問4件、その他0件)			
【提出方法】	持参(0) 郵便(0) 電子メール(0) FAX(0) 説明会等(6)			
【案に対する反映度】	案の修正	0件	今後の参考	0件
	盛り込み済	0件	その他	6件

目次

第29条	火災に関する警報の発令中における火の使用制限 (意見数0件)	
第29条の8	林野火災に関する注意報 (林野火災注意報)	
第29条の9	林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限 (林野火災警報)	
	(意見数5件)	2ページ
その他 (意見数1件)		3ページ

1 第29条の8 林野火災に関する注意報（林野火災注意報）

第29条の9 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（林野火災警報）（5件）

質問 1	火の使用制限に従わない場合に罰則はあるのか。
-----------------	------------------------

【市の考え方】その他

林野火災警報は、消防法第22条第4項が根拠である火の使用制限であるため、同法第44条第18号の規定による罰則があります。

林野火災注意報の場合は、罰則はありません。

質問 2	火の使用が制限される「たき火」には、屋外でのバーベキューも含まれるのか。
-----------------	--------------------------------------

【市の考え方】その他

バーベキューコンロや七輪のような火を使用する調理器具を用いて、通常の使用をする場合は「たき火」には含みません。

しかし、コンロや七輪などを用いる場合であっても、本来の使用方法によらない場合や、調理用の器具を用いないで火をたく場合は「たき火」に該当します。

質問 3	爆竹やロケット花火などを使用して動物を駆逐する煙火については、林野火災注意報や林野火災警報の発令時に火の使用の制限の対象となるのか。
-----------------	--------------------------------------------------------------------

【市の考え方】その他

動物を駆逐する煙火についても、火の使用が制限される煙火に該当します。

一方で、昨今クマの出没がみられるように、人命に直接的な危険が及ぶような緊急事態においては、やむを得ないと判断されることも考えられますが、その場合であっても必要最小限の使用としてください。

質問 4	林野火災注意報や林野火災警報が発令されていることを市民にどのように知らせるのか。
-----------------	------------------------------------------

【市の考え方】その他

浜松市防災ホットメール、浜松市公式LINE、浜松市ホームページなどを利用して周知する予定です。また、林野火災警報発令時は防災無線、サイレン、消防車両での広報を行う予定です。

要望 1	林野火災注意報や林野火災警報について、市民がどのような点に注意すればよいのかなどがわかるような資料づくりをしてもらいたい。
-----------------	---------------------------------------------------------------

【市の考え方】その他

林野火災注意報や林野火災警報がどのようなものであるのか、また、どのような点に注意すればよいかなどについて、浜松市のホームページやリーフレットの配布により周知してまいります。

2 その他（1件）

要望 2	条文に耳慣れない文言が多いので、市民にわかりやすい表現にしてもらいたい。
-----------------	--------------------------------------

【市の考え方】 その他

広報のためのリーフレットや浜松市のホームページにおいては、わかりやすい表現で理解が深まるよう努めてまいります。